

午前10時30分開会

○嶋崎委員長 おはようございます。それでは、ただいまより企画総務委員会を開会いたします。

欠席届が出ております。谷田部道路公園課長、通院のため午後4時から。早川麴町地域まちづくり担当課長は出張公務のため午後2時から。区議会事務局長は出張公務のため欠席でございますので、報告をさせていただきます。

お手元に本日の日程をお配りしてございます。陳情審査は継続4件、報告事項は環境まちづくり部が3件、政策経営部から7件、そしてその他でございます。このとおり進めさせていただきますのでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、まず日程1、陳情審査でございますけれども、継続となっている計4件、一括して審査をしたいと思っております。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。これにつきましては、前回、審査の折に、小枝委員から、千代田区の関係について調査してほしいと、こういうご依頼がございました。その確認を含めまして、執行機関から情報提供があれば頂きたいと存じます。

○中田総務課長 前回の陳情審査の際、沖縄戦の戦没者の方の中に千代田区民が含まれるのかどうかということ、区としてそういう情報を把握しているのかというお話を頂きました。区では、戦没者の援護の事務ですとか遺族年金の支給の事務などの申請の受付を行っておりますが、対象者の軍所属の有無ですとか派遣先などの情報というのは一切知らされていないという状況です。そのため、沖縄戦の戦没者に関する千代田区民の情報というのは、区といたしましては把握をしていないという状況でございます。

○嶋崎委員長 はい。

ということでございますけれども、小枝委員、いかがでしょうか。

○小枝委員 今まで区のほうの把握している情報の中にはないということですが、私が様々活動している中では伺うことがありますし、この間も言ったように、区議会議員のOBの方の親族にもいらっしゃる。摩文仁の丘というんですかね、あそこに名前が書かれていたりするんですね。国際平和都市宣言をしてから、恐らくもう25年、もう少したっていますかね。というふうなことからすると、数の問題ということではなくて、一つの歴史の、千代田区と戦争の一つの戦跡とか、それから関わりというところでは、何らかこういった情報も記録化していくというようなことも、平和事業の中で考えられていったらいいんじゃないかと。直接それはこの陳情の中身ということにはならないかもしれませんが、その辺は国際平和・男女平等人権課としてのお考えというのはどうなんでしょうかね。今いないのかな。いないの。そこら辺のところは……

○嶋崎委員長 ちょっと——はい、小枝委員。

○小枝委員 総務の答弁だと限界があると思うので、国際平和のほうともちゃんと記録を読み解いていただければ、その辺の記録は、毎年文集も出していますよね。そういう中にあるはずなんです。忙しくて時間もなかったかもしれないんですけども、そういうこ

ともやっぱりしっかりと把握をしながら、私たちそれぞれ忘れないというか、しっかりと記憶していくというふうなところに、反省に立っての区民挙げての宣言ですから、そこはちょっと少し部長レベルだと思う。どうですか、いかがですか。

○細越政策経営部長 確かに、今、小枝委員ご指摘のとおり、千代田区も平和都市宣言をしているところでございます。区といたしましても、ちょっとコロナ禍でこの平和事業、ちょっと中断しておりますけれども、これまで沖縄をはじめ、広島、長崎のほうにも行っております。そういったことも踏まえまして、どういったことが携われるのか、それにつきましては、引き続き所管課のほうと連携、調査していきたいと思います。

○嶋崎委員長 はい。この、直接的にはなかなかつながりがないということが明らかになったということで、若干脱線しましたけれども、国際事業、平和事業についてのご依頼もあったということによろしいですか。

ほかにありますか。何か委員の皆さんからの、今までのことも含めて、あればお願いします。（「一旦休憩の中で」と呼ぶ者あり）

はい。休憩します。

午前10時35分休憩

午前10時36分再開

○嶋崎委員長 それでは、委員会を再開いたします。

ほかに、ご意見や取扱いを含めて、あればご発言を頂きたい。

○永田委員 この当陳情については、大枠のところは同じ認識の部分もあると思うので、今後、今回は継続で、次の定例会、次の委員会に向けて、もし調整して一致点を見いだせるのであれば、その次の委員会でそれを示せればと思うので、今回は継続で進めてはどうでしょうか。お願いします。

○嶋崎委員長 はい。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 それでは、この件については継続とさせていただきます。

次に、報告事項に入ります。環境まちづくり部から、コミュニティサイクル事業実証実験効果検証についてのご報告を頂きます。

○山下環境まちづくり総務課長 コミュニティサイクル事業実証実験効果検証について、環境まちづくり部資料1に基づきご報告させていただきます。

自転車の活用による環境負荷の低減、放置自転車の削減、自転車による交通役割の拡大、観光振興等の観点から、平成26年10月からコミュニティサイクル事業の実証実験を開始し、令和2年4月より本格実施へ移行しております。本日、改めて実証実験の効果検証についてご報告させていただきます。

資料、(2) 実証実験効果の表についてご覧ください。上段は各年の表記をしています1か月間のちよくるの利用回数です。中段は駅前放置自転車台数調査の調査結果、下段は自動車交通量調査の結果を示してございます。表の一番下の地図上の赤い丸はコミュニティサイクルポートの場所を位置していきまして、淡路公園、秋葉原公園、神田駿河台下、いきいきプラザ一番町の4か所のポートを示しています。黄色の星印は放置自転車台数調査の地点、ピンクの丸は自動車交通量調査の地点を示しています。

まず、上段、ちよくるの利用回数です。平成26年はサイクルポート32か所、自転車

300台で運営を開始し、11月1か月間での利用回数は8,402回でした。1台の自転車の1日当たりの回転数は1.12回となっております。それが実証実験最終の年の令和元年度は、サイクルポート90か所、自転車800台で運営し、11月1か月間の利用回数は、平成26年度の約1.4倍、11万8,597回、1台当たりの自転車の回転数は約5倍の4.94回と、大きく増加いたしました。認知度の高まりとともに、平成28年から他区との広域連携を開始したことによる利便性の高まりにより、利用回数の増につながっております。

次に、放置自転車台数です。調査は、毎年10月に実施している、主要駅周辺の放置自転車台数を示しています。調査地点全体で、平成26年度2,635台から令和元年度1,994台へと、区内全域で減少しております。駅ごとの状況は表に示したとおりでございますが、特に、ちよくるの利用回数が区内で2番目に多い秋葉原公園ポート周辺で大きく減少しております。

次に、自動車交通量でございます。警視庁の主要交差点で実施している交通調査の結果を示しておりますが、4か所の交差点全てで交通量が減少しております。

続きまして、裏面をご覧ください。観光振興の欄をご覧ください。東京都の観光客数等実態調査の結果を示しております。平成26年から東京都を訪れる観光客数は年々増加しております。現在はコロナで大きく減っておりますが、それまでは年々増えている状況でございました。

下段は、旅行者が気軽に利用することができる、一日パスの利用回数について示しております。平成26年713件から8,588件へと、大きく増加しております。これはパンフレットの多言語化や成田空港のカウンターでの一日パスの販売、また東京駅や品川駅での一日パスの発売などによるものでございます。

以上、平成26年の実証実験開始以降、ちよくるの利用回数は年々増加し、ちよくるポートと同じエリアの自動車交通量、放置自転車台数は減少しており、自転車の活用による環境負荷の低減、放置自転車の対策に一定の効果があったと考えられます。また、旅行客数の増加に伴い、一日パスの利用回数も増加しており、観光振興に一定割合寄与したと考えられます。また、他区との自転車の相互乗り入れ連携を開始し利便性が向上しております。また、利用回数が増加したことにより、平成30年度より事業も安定的に運営されております。以上の理由から、実証実験を本格実施へと移行いたしました。

ご報告は以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。なかなかいろいろなご報告を頂いたんだけど、ご質疑を受けません。

○岩田委員 これは交通量とか、その数とか、自転車の動きなんかについての実験だったと思うんですけど、問題点なんかいろいろあると思うんですけど、そういうのについては、今回は特にないんでしょうか。よく言われるのが、バッテリーが切れたとか何とかとか、いろいろあるじゃないですか。そういうのとか、自転車がいろいろなところに偏っちゃっているとか、何かいろいろ問題点があるみたいなのをよく指摘されますけど、そういうのについては、特に今回はないんでしょうか。

○山下環境まちづくり総務課長 ただいま頂きましたコミュニティサイクルの課題については、これまでも決算議会のたびにいろいろご報告させていただいておりますけれども、

課題がすぐに解決するものではないので、なかなか難しい点もありますけれども、それは事業者のほうと日々調整しながら、いろいろ対策を講じているところでございます。

例えば、直近ですと、バッテリー切れの対応としましては、区内の東京駅のほうにありますドコモショップのほうでバッテリーを交換できるようにしたりですとか、また、自転車のあふれに対しては、あふれが大変多いところについては、一定台数までしか自転車を止められないように設定したりですとか、いろいろ対策を講じておりますので、またその点につきましては、変更があったごとに委員会のほうにも今後報告させていただきたいと思っております。

○岩田委員 すごい大きなところで言うと、ポートはじゃあこれから増やしていく。で、提携するような区も増やしていくという方向でよろしいんでしょうか。

○山下環境まちづくり総務課長 連携する区も今後増やしていく予定でございます。

○岩田委員 ポートの数は。

○嶋崎委員長 ポート。ポートの数もどうするんですか。それも一応今までの中でいろんな課題になっていますよねという話じゃないでしょうか。

担当課長。

○山下環境まちづくり総務課長 ポートの場所についても、利用回数が多いところについて、エリアごとにやっぱり違うと思うんですけど、その辺は利用回数等を踏まえながら、利用回数が多くて、なかなか自転車が利用したいときにすぐ利用できないような場所につきましては、今後も計画的にポートを増やせるように、事業者と連携しながら進めていきたいと思っております。

○嶋崎委員長 はい。よろしいですか。

小林（た）委員。

○小林たかや委員 前回の決算委員会で何点か質問しておりますので、その点についてはまた報告が頂けると思いますから、今日はその中からちょっと取り出して、一つ質問したいと思います。

そもそも、この……

〔携帯電話の着信音あり〕

○小林たかや委員 失礼しました。（発言する者あり）

○嶋崎委員長 どうもすみません。（発言する者あり）

○小林たかや委員 失礼しました。（発言する者あり）

課題の中で、ちょっとまちづくり部との連携という話も前はしたと思うんですけども、ポートを確保していこうとすると、区のエリアを使うとか、公園とか道路を使うとか、歩道を使うとかになっていっていると思うんですけども、まちづくりの中でこれが位置づけられているのか、再開発も含めて、建て替えも含めて、まちが更新されるときに、このポートが、要するに自転車、マンションがつくと自転車付置義務みたいのがありますよね。それと同じように、このちよくるに対するまちづくりとの考え方というのは整理されていたでしょうか、その辺ちょっとお聞かせ願いたい。

○加島まちづくり担当部長 もちろんまちづくり部ですので、このポートは大事だということで、いろいろな再開発の動きがある中で、計画段階のほうからそういうポートの設置ということで調整はさせていただいているというようなところでございます。

○印出井環境まちづくり部長 すみません。まちづくりの観点2点ございまして、再開発等に伴うものと、あと、我々、住環境整備に基づく指導要綱の中で、かつては住宅付置義務だったものを見直したあの制度でございますけども、そういったものの中でも、貢献要素として、こういった場の整備について協議・指導をさせていただくということは仕組みとして位置づけられてございます。

○小林たかや委員 その、今、仕組みの中でつくっていただくと。これがまた広場との広さとの関係。それがまた、難しいところにあると思うんですね。例えば、建て替えのところでは3台置いたらそこに10台来ちゃうとかいう。また、反対に整備しようと思ったら混雑をするみたいなものになると思うんで、その辺は少し業者も含めて、流通というのかな、その中の、連動してやっていただくような、そういう、何とかな、業者も入れて、再開発の場合はかなり広いところが取れるから解決すると思いますけど、個別の更新のときとか、広場ができたときとかそういうときというのは、少し業者と、何とかな、やり取りをしながら、ただ、5台設置するポートができました、うれしいだけではないような、そういう連携を取っていただければと思いますけれど、いかがですか。

○加島まちづくり担当部長 市街地再開発事業ということであれば、今、委員言われたように大きなスペースが取れるということで、かなり有効的に、それ以外の開発等に関してもというお話だと思います。そういった場合に、所管と連携して事業者との調整が必要になってくると思いますので、そういったところの調整も積極的に進めていきたいというふうに考えております。

○小林たかや委員 もう一つ。

○嶋崎委員長 小林たかや委員。

○小林たかや委員 もう一つは、これはちよくるの報告だったんですけど、ちよくるの報告を頂いていますけれども、駐輪との実際の自転車との関係というのは、ここで今示されていると、放置自転車が減っています。ちよくるの利用が増えると放置自転車の数が減っていますという、これは関係性として取れるんですか。たまたまなったわけじゃないでしょう。ちよくるが増えたら放置自転車も減ったというのは、何か関わりがあると思うんで、その辺を深めていけば非常にバランスのいいような交通の駐輪に対する抑制もできるだろうしという、このところの関係を少し研究していただいて、ちよくるがうまくいっただけで、駐輪場が減っただけではなく、もう一步踏み込んで駐輪との関係を見ていただけるということは、一つ考慮していただけないでしょうか。

○山下環境まちづくり総務課長 放置自転車の対策につきましては、もちろんちよくるの普及というのが要因の一因ではありますけれども、それとともに、駐輪場の設置ということも重要になってくると思いますので、その辺も含めて、今後、課題を解決するための方策をきちんと整理していきたいというふうに考えております。

○嶋崎委員長 はい。よろしいですか。

ほかに。いいの。いいの。

小枝委員。

○小枝委員 ちょっと今の件で1点だけ気になることを言っておきたいんですけど、付置義務に代わる、ちよくる駐輪場を付置する制度ですね。あれが、割と静かな住宅地とか、場所によっては紛争というか、嫌だなという、それが緩和になるし。あとは不特定多数が

入ってくるし、自転車の音というのは、ガチャんと、結構、音がするんですよね、夜でも夜中でも。そういう点で周辺に説明しましょうとかいう義務もないわけですから、一定程度、まあ、何でもじゃないけれども、やっぱりちょっと、恐らくまちづくり総務のほうでは内容を受け止めている部分があると思うんですけど、そこら辺のデメリットな部分も、ちょっと、いいわで増やしていただくだけではなくて、やっぱり、品のある、品格のある、風格のあるまちを維持するためには、増やすことだけじゃないんじゃないかというのを感じているものですから、そこを、まあ、制度として外してくれということまでは今は言いませんが、ちょっと内容を検証してもらいたいんですよね、情報。

○加藤住宅課長 今、小枝委員ご指摘の住環境整備の中でのちよくるのポートの設置といったところにつきまして、これにつきまして、設置者のほうから様々なお声を頂戴したりもしております。

その中で、設置をする事業者のほうも、ある程度のやはり台数が欲しいという、置くんであればある程度のやはり台数が欲しいというお話もあったり、また、今、環境まちづくり総務課長のほうから答弁申し上げたとおり、やっぱり使われるところについて、やっぱり台数を増やしていきたいという意向もありますので、そうしたところも踏まえながら、そういった利便性だけでなく、生活環境等を含めて、設置のほうを事業者さんのほうに検討のほうをしていただいて、最終的にはその開発をする事業者さんがどれを選択するかといったところになります、そこは十分検討しながら事業のほうを推進してまいりたいというふうに思っております。

○小枝委員 ごめんなさい。住宅課長は、あまり今私が言ったことは多分分かっていらっしやらないのかなという気がしました。奨励するほうじゃなくて、むしろ規制するほう、苦情とか紛争というのは、決まってから後に起きることなので、そういうことをまちづくり総務のほうは一定程度情報把握もしていると思うんですね。あとは、声にならない声もいろいろあると思うんです。そこを、ここには不適切だなということについてはできるだけ認めない方向でやっていくという、住環境を守る、そういうチェックも必要なんではないかということをお願いしているんですけど、伝わっていますか。

○山下環境まちづくり総務課長 住環境整備の中で選択できるメニューというのは様々ございます。その中で、事業者さんのほうがコミュニティサイクルにしたいという場合には、住宅課のほうからまちづくり総務課のほうにご案内がありまして、具体的にどの場所に何台ぐらいを設置したいということ具体的に計画の段階からご相談させていただいています。その中で、やはり再配置が難しい場所であったりとか、台数が少なくて、あふれが予想される場所等につきましては、私どものほうでも別のメニューを選択、リスクをご説明した上で、別のメニューを選択していただくという選択肢を、一度事業者さんのほうにフィードバックしているような状況でございます。

○小枝委員 そういうこと。

○嶋崎委員長 いいですか。

桜井委員。

○桜井委員 今回の実証実験の目的効果というものがここに書いてありますので、これは先ほどご説明があったように、この中では一定の成果があったというご報告を頂いて、そうなんだなというふうに、実際、思いました。

で、実は今後の中での実証また検証する機会というのがあるでしょうから、そういう中でぜひご提案をさせていただきたいと実は思っているところがあるんですが。

実は、先般、千代田区でも、震度4の地震が起きたとき、ありましたですよ。5強でしたっけね、あのときはね。私は、夜、ちょうど12時過ぎていましたけども、まちの中を全部見て、それで区役所に駆けつけました。そのときに何か所かのこのサイクルポートをずっと見て回ったんですけど、どこも1台もありませんでした。というのは、恐らく帰宅困難者の方は、非常に時間が遅かったから、少なかった。それでも帰宅困難者の方がサイクルポートの自転車を乗って自宅まで帰ったか、近くの駅まで行ったかというような、四ツ谷駅も電車が動いていませんでしたから、そういうことが恐らく起きていたんじゃないかなというふうに思うんですね。で、やはりこういう災害時におけるこういうコミュニティサイクルの利用ということも、今まではちょっと頭の中に入れていなかった、考えていなかったけども、今後の中ではひょっとしたらこういうものが非常な戦力になっていくということもあるのかもしれない。そのときにどういうふうに案内するのかなとか、また違った形での、何というんでしょうね、取組方というのにも必要になってくると思うんですけども、ここら辺の切り口というのは、総務課のほうでは頭に入れていらっしゃるかどうか。

○山下環境まちづくり総務課長 ご質問ありがとうございます。

実はそのところが、今、事業者と私も協議しているところでございまして、実は、先日の、ご指摘のように、地震の際にコミュニティサイクルを利用している方がたくさん多くございました。で、その時点で、事業者のほうはその日のサイクルポートの利用料というのは徴収しないというふうに決めて、その後、そのときの対応としては、一時的に利用料金は徴収してございません。

で、今後もそういった、今回は一時的な措置だったんですけども、今後、災害についてどのようにコミュニティサイクルを利用していくかということは、今後、他区との連携の会議の中でももう少し詰めていって、決まりましたら、また委員会のほうにご報告させていただきたいと思っております。

○桜井委員 そうですよ。そういう早い処置が取られたということはいいことだと思いますけど、今回のケースは非常に貴重なケースにつながっていくことになると思いますので、ぜひ、また改めて、今回どうだったのかといったような検証も、事業者さんはGPSつけているでしょうから、ちょっとそこら辺のところを整理して、また違う機会にでもご報告いただきたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

○山下環境まちづくり総務課長 また、そのときのどのような使われ方をしたとかいうデータをまた整理しまして、報告させていただきたいと思っております。

○嶋崎委員長 はい。

ほかに。

○大串副委員長 この実証実験の効果というのはこのとおりで、非常によかったと思うんですけども、自動車と自転車の関係で言えばこういうことでいいんでしょうけども、今後の課題としては、自転車と歩行者との関係、しっかり行っていかなくちゃいけないと思います。特に、自転車が増えたことによって、歩道を自転車が走っていたり、それから千鳥ヶ淵緑道も自転車が走っている。僕、びっくりしたんですけども、だから本来押して入

らなくちゃいけないところも乗って入ってしまったりということで、歩行者に対する配慮というのをしっかりできるようにして初めて、このコミュニティサイクル事業というのは成功だと私は思うんですね。ですから、その点もしっかり今後検証できるように行っていただきたいと。

○山下環境まちづくり総務課長 ただいまご指摘いただきましたように、やはりコミュニティサイクル、利用回数とともに安全面というところが大変重要になってきてございます。で、現在もコミュニティサイクルのアプリのほうでは、月に1回、警視庁からの注意喚起等の情報を周知しているところですが、今後も引き続き安全な自転車の利用を促進するために周知徹底していきたいと、注意喚起を徹底していきたいと思っております。

○嶋崎委員長 いいですか。

ほかによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。では、この件は終了いたします。

次に、地区計画の見直し方針策定検討部会の設置について、報告をお願いします。

○前田景観・都市計画課長 それでは、地区計画見直し方針の策定検討部会の設置についてというところでご報告をさせていただきます。

この地区計画見直し方針の策定につきましては、その趣旨、スケジュール等につきまして、10月7日の当委員会で概要をご説明、ご報告をさせていただいたところでございます。その際にもご報告させていただきましたけれども、策定、検討に向けまして、有識者による検討部会を設置いたしまして検討を開始いたしましたので、環境まちづくり部資料2に基づきましてご報告をさせていただきます。

まず、項番1、2、目的、所掌事項は記載のとおりとさせていただきます。

続きまして、項番3、検討委員の構成といたしましては、有識者3名、区職員の2名の計5名でございます。

項番4、第1回の検討部会10月28日に開催をしたところでございます。その中で、方針策定の背景、主な論点等につきましてご説明をさせていただきます、ご議論を賜ったところでございます。

主な意見を記載させていただいておりますけれども、この部分のご説明の前に、本日は検討部会の当日資料を参考としておつけをさせていただいておりますので、こちらのご説明を少しさせていただきたいというふうに存じます。ちょっとボリュームがあるものになりますので、ちょっとポイントのみ簡潔に、申し訳ございませんがご説明をさせていただきたいと思っております。

参考資料の中の資料1をご覧くださいというふうに存じます。こちらは当委員会の中でもご説明をしておりますが、策定検討の現状であったり課題と、さらにはスケジュール感を記載させていただいているものとなっております。

また、おめくりいただきまして、資料3をご覧くださいよろしいでしょうか。見直し方針の構成（たたき台）をご準備させていただいております。論点となるところを上のところ記載させていただいておりますが、その中でも二つ目のボチをご覧くださいというふうに存じます。地域課題におけるデータの可視化、これを基に目指すべき地域の将来像、地域ごとで共有できる基本的な考え方を示すように努めてまいりたいというふうに



考えてございます。

構成でございますけれども、第1章から第4章構成を考えてございまして、第1章の中では見直しの背景、必要性。第2章のほうでは課題整理。第3章の中では見直し方針ということで具体的なところ。第4章の中では実現への道筋。こういったところを整理できるといかなというふうに努めているところでございます。

この中の第1章につきましては目的というところでございますので、これまでご説明しているとおりととなっております。

続きまして、課題整理というところに進む段階で、大変恐縮でございます。資料4-2をご覧くださいよろしいでしょうか。ちょっと地図上でお示してございますが、千代田区は40地区の地区計画がございますので、それを一覧で示したものととなっております。こうしたこれだけの地区計画がございますので、それぞれの課題整理、全体の方針の中でというところはありますけれども、土地利用の変化であったり建て替え状況であったり、人口等の推移、そういったところを課題整理として進めてまいりたいというふうに考えてございます。

また、おめくりいただきまして、資料6、ご覧ください、よろしいでしょうか。第2章の課題整理と見直し方針、こちらに係るところになりますけれども、ちょっと、案ということで、可視化のデータ案をちょっと作成してあるものでございます。特に、右下の、ちょっと数字というよりは、この図解のところをご覧くださいというふうに思います。平成11年の、すみません、この例は岩本町東神田地区の建物の更新の実態を示してございますが、平成11年を皮切りに20年間の機能更新の状況を色でお示してございます。あくまでこれは機能更新の状況という形になりますので、前後の建物の実態を調べたものではございませんので、そこはあらかじめご了承いただきたいというふうに存じます。

これで見てくださいと、平成11年のところにちょうど中央のところで色がかかっている部分、平成21年に進みますと幾つか機能更新がなされているのが確認できると。で、平成31年のところ、こちらを見ていただいても、色で機能更新が行われたなというふうに確認ができるかというふうに存じます。ここの分析の仕方によりましては、受け止め方それぞれ異なってくるかなというふうに考えてございます。平成31年のこの色を塗られたところをご確認いただいた中で、まだまだ機能更新が行われるんじゃないかという形で捉えられる方もおれば、一定程度進んだんだろうというふうに捉えられる部分もあるかと思えます。そういったところの認識の共有化を図りたいということで、こういった図を通じましてデータ整理を行っていききたいということで、事例として作成をさせていただいております。

続きまして、資料7、ご覧くださいよろしいでしょうか。こちら、ちょっと細かい数字につきましては、今、再精査をしているところですので、このグラフのちょっと傾向をご確認いただきたいなというふうに考えてございます。当然のことでございますけれども、右上にある地区別人口、右肩上がりになっているという状況でございます。また、地区によって人数の規模が異なりますので、このグラフの角度が緩やかなところもあったり、急なところもあるということは、あらかじめご了承賜りたいというふうに存じます。また、左下のほうに行きますと、住宅の戸数、こちら右肩上がりの動向が見えるかなというふうに思います。また、右下の容積緩和住宅床面積と、こちらこういった地区計画を展開

してきてございますので、ある意味では当然の成果というところになるかもしれませんが、住宅の床面積、こちらの緩和がなされたことで、こういった床面積がこれまで誘導されてきたということが可視化できたかなというふうに考えてございます。

こういった可視化を、今、一例で岩本町東神田地区を進めているところでございますが、できるところまで方針として共有化が図れるということであれば、こういった取組も進めていきたいというふうに考えてございます。

続きまして、資料8、ここが第3章のちょっと核となる部分となりますが、地区計画見直し方針における基本方針の考え方について記載をさせていただいてございます。この資料8につきましては、大変恐縮でございますが、少し細かくご説明をさせていただきたいというふうに存じます。

まず、丸の一つ目のところで、すみません、丸というよりはひし形の一つ目ですね。成果1、課題1、方針1のところでございます。千代田区全体に係るところではございますけれども、地区計画の規制をきめ細かく定めてございますので、さらに、特に麴町・番町地域におかれましては、居住環境と商業、業務施設の調和のある良好な環境形成及び保全に寄与してきたというところでございます。また、地区計画における緑化率の最低限度を定める建築制限の運用、これによりまして緑化指導を行ってきたと。また、オープンスペースの創出に合わせて緑化指導等を行いまして、大規模開発等に合わせて空地と緑化の創出につながってきたというところでございます。

課題として記載をさせていただいてございますが、今般の都市計画マスタープランの将来像と地区計画の目標、地区計画の中では将来像ではなく目標という記載となっておりますが、その目標を改めて軌を一にしたものであるかというところを地域の皆様方には確認いただきたいというふうに考えてございます。また、この地区計画の取組、それ自体がそれぞれの地区の中で掲げる目標に、その達成に向けて適切な状況にあるのか。その取組を進めていくことでその目標が達成できるのか、あるいは達成している、順調に進んでいる状況になっているのかということも合わせてそれぞれの地域の中で認識を持っていただきたいというところでございます。

つきましては、方針1としては、地域の特性、目指すべき将来像に対応した規制・誘導に関することを一定程度整理していければというふうに考えてございます。空地・緑化・高さ等、様々あるかというふうに考えてございます。

続きまして、成果2の部分でございます。ここは、千代田区型地区計画、住宅床の緩和の部分について触れてございます。こちら、数字でちょっと出させていただいていますが、成果といたしましては、これまで約4万6,000平米、40平米の住戸に換算しますと、約1,100強の住宅が誘導されてきてございます。住機能の立体的な誘導の結果、地区内の人口も増加に転じてございます。

課題といたしましては、この定住人口の増加、集合住宅の増加に寄与しているところではございますけれども、低層部のにぎわいの連続性が失われてしまっていることにつながっていないか。さらには増加した定住人口に比しまして、対応する生活利便機能等が乏しくなってきたのではないかと。ということで、提起をさせていただいてございます。

方針といたしましては、住機能の量だけの誘導、これを廃止いたしまして、住民の生活

の質の向上を図るための誘導用途、例えばでございますが、生活利便施設、保育・教育等に関すること、こういったことに関する方針を議論していけたらいいのではないかということでも挙げさせていただいてございます。

また、続いて成果3のところでございます。こちらはちょっとプロセスのところになるかというふうに考えてございますけれども、これまで個別の地区計画ということで、きめ細かな地区計画等行ってきたと。課題といたしましては、社会経済状況の変化に応じた個別の問題、地区ごとでの課題を解決できた一方で、これからの地域の目指すべきまちの方向性につきまして、官民連携いたしまして、共有、対話できるツール、そういった場の創出、必要なのではないかとということでも挙げさせていただいてございます。

つきましては、方針3といたしましては、地区計画の変更に向けた検討プラットフォームの構築及び検討プロセスに関することについて議論を深めていければというふうに考えてございます。

またおめぐりいただきまして、最後に、スケジュールとその後に参考資料というふうにおつけさせていただいてございますが、こちら後ほど意見の中でもご説明させていただきますが、都市マスの中で記載させていただいていますテーマ別まちづくりの方針の中の課題を抜粋させていただいたものとなっております。

参考資料の説明はここまでとさせていただきます、資料2のところにお戻りいただきまして、主な意見についてご紹介をさせていただきたいというふうに存じます。これも数がございますので、幾つかご紹介をさせていただきたいというふうに存じます。

主な意見の上から四つ目、見ていただいてよろしいでしょうか。都市計画マスタープランの中で、量から質への転換がうたわれる中で、どう質を促していくのかということが極めて重要だろうと。その中では、住宅におきましては、多様な区民の住宅需要に対応した多様な住まいの形態を選択できるようにすることが重要ではないかということで、住宅床の誘導緩和について、その様々な手法から考えられることができないかというところでご議論を賜ってございます。

続きまして、5番目のところでございます。地区の機能更新を円滑かつ質の高いものにしていくときには、地価の上昇、こちらの部分も関わってくるのではないかと。先ほどのデータ整理をさせていただいてございますが、ああいったところにも、地価の推移、こういったところも、データとして整理できるというのではないかとということでご意見を賜ってございます。

それから六つ目、低層部の賑わいの創出につきまして、ここも床の増加だけではなくて、にぎわいの連続性みたいなものをもう少し定量的に整理ができないかというところでご意見を賜ってございます。

下から三つ目のところでございます。それぞれの地区特性をもっと生かしていくためには、地区計画のあり方、今3種類でございますけれども、そういったものを、あり方自体を多様化していくという考え方も必要なのではないかと。

一番最後の四角のところでございます。地区計画でできることというのも一方で限られていると。先ほど参考資料の一番最後のところで都市計画マスタープランの課題を整理させていただいてございますけれども、全てができるということではないというのもあらかじめ認識した上で、地区計画に見直し方針をうたいながらできるところについて着手して

いく。そういった考え方も大事なのではないかという意味でのご指摘を賜っているというところでございます。

続きまして、項番5のところでございます。今後のスケジュールでございますけれども、前のご報告をさせていただいたところでございますが、年度末に取りまとめていくというスケジュール感で進めているというところでございます。各地区計画におきまして、検討のよりどころとなるように、改めてデータの可視化等を行いながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

ご報告は以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。地区計画の見直しの方針の策定についての検討部会の報告を頂きました。ご質疑を受けます。

○岩田委員 いつもこういう話になると思います。前も小枝委員のほうからそういうお話があったと思うんですけども、この部会のメンバーで有識者が3人と、あと千代田区の部長がお二人で、ちょっとこれはうがった見方かもしれませんけども、もう、開発をして高いものに高いものにとしたがる方たちばかりのように見えるんです。地区計画はやっぱり地元の住民との約束事なんで、住民をやっぱり入れるべきなんじゃないかなと思うんですよ。で、これって価値の向上を図る機能更新を誘導するためだけにあるわけじゃないですよ、もちろん。だったら、それなりにやっぱり、ちょっと考えてほしいんですよ。第1回を終わったとしても、その後でも、やっぱりそういう住民の声を聞くためにも、そういうのをちょっと考えていただきたいんですが、どうでしょう。

○前田景観・都市計画課長 前回の委員会の中でもご指摘を賜った部分かというふうに存じています。

まず、この部会の取扱いにつきましては、まだ各地域の中に入っていく段階ではないというところで、方針を策定する段階であることということをあらかじめご理解を賜りたいというふうに存じます。また、この部会の位置づけといたしましても、都市計画審議会の下に位置づけるということで、区民の方のご意見というのもしっかりと聞いていきたいというふうに考えております。で、また今後の取扱いでございますけれども、今頂いたように、合意形成の考え方、もちろんこの先生方の任命についてもご議論があるかなというふうに存じてございますが、いずれにしても、地域の皆様ご理解、ご議論、活発にさせていただきやすいような形での展開が重要かなというふうに考えてございますので、そういったところのご理解賜りながら、私どもとしてもご意見として受け止めをさせていただきたいというふうに考えてございます。

○岩田委員 地元の方の意見を聞きやすいというんだったら、それこそ地元の方を入れてやるべきなんじゃないかなと思うんですよ。で、特に、方針だけと言いますけども、じゃあこの検討部会でまだそういう区民の方を入れる段階ではないと言いますけど、でも先に枠組みだけつくって、こういうふうにできましたよ、はい、じゃあその後区民の方入ってください。でも、これはもうこういうふうに決まっているものですよ、枠組みはこうなんですよとやられたところで、区民の方たちがぼんと入ってきて、じゃあそれをまた一からじゃあ考え直そうとできるかといったら、もう枠組みができていますよと言われたらそれ以上できないわけですよ。さらに、例えば資料1の2の現状、課題について①の一般型地区計画では、「落ち着きある街並み・環境に配慮した建築制限」と書いてあるじゃないで

すか。だったら、そういう意見を持っている方の意見も聞かなきゃならないと思うんですよ。だからやっぱりこういう早い段階からやっていかないと、枠組みだけ先に決めて、後でじゃあ区民の方に入ってくださいといっても、それ以上できないじゃないですか。やっぱり早いうちからやるべきですよ。

○前田景観・都市計画課長 まず、どの段階から区民の方に直接こういった議論、会議体からご参画いただくかということについては、ご意見、ご議論あるかというふうに考えてございます。

先ほどのご説明と繰り返して恐縮でございますが、まずは、都市計画審議会の中で、区民の皆様からもご意見を賜っていきたいというふうに考えてございます。また、今回は枠組みということで、先ほど来ご説明をさせていただいてございますが、前回のこの委員会だったというふうに記憶してございますが、そこでもご答弁さしあげていますとおり、完全がちがちで決めるというよりは、課題感としてお示しするものもあるだろうということでございますので。さらには、ここのご意見の中にも出ているように、一定程度選択制というところまで今後詰めていくかどうかとありますけれども、ただいまのお住まいの形態、これを選択することができるような形での展開、地区計画についても、現段階の分類だけではなくて、もう少し選択肢を増やせるような検討ができないかということもご意見を賜っているのも事実でございます。そういったところを地域の方々にもご覧いただいて、どういった選択肢が取り得るのか、地域の将来とどう合っていくのかということ、それぞれで議論が進めていくことができればというふうに考えてございます。

○岩田委員 だったら、今の答弁だったらなおさらのこと、今度は資料8のほうで、地区計画の見直しにおける基本方針の考え方についてで、方針1で、地域特性や目指すべき将来像に対応した規制・誘導に関することで、高さ等と書いてあるじゃないですか。高さに関しては今すごい問題になっていて、いろいろ反対の声が出ている。陳情が出ている。そういうのを考えるんだったら、やっぱり早いうちにやらないと、また途中で何か反対だといったら工事が止まる。工事が止まれば、住民だけじゃなくて、区にとっても損失じゃないですか。で、当然、工事が止まれば、それだけ余計に工事費もかかる。みんなにとって不幸ですよ。だったらそういうのをなくすためにも、前段階から意見を聞いてやれば、そんなに苦労することはないと思うんですよ、スムーズにいくと思うんです。そのためにも早い段階からと言っているんです。

○印出井計画担当部長 岩田委員からのご指摘でございます。この部会の設置の立てつけでございますけれども、担当課長からご答弁申し上げましたように、都市計画審議会の部会ということになっております。都市計画審議会の構成につきましては、過半を区民の委員で占める、区議会議員選出の委員の皆さんも含めて過半を区民で占める都市計画審議会のほうで、部会において検討するということを下命されたということになります。そして、この部会で検討したことについては、都市計画マスタープラン、これも多様な手法を使って区民参画の工夫をしてきたわけですが、それを実現する上で、地区計画の在り方についてかなり専門的な議論をしていただいて、その議論の取りまとめを、先ほど申し上げましたように、過半を区民で構成する都市計画審議会にご報告する中で方針として取りまとめしていくということになりますので、そのプロセスをもってしても、また、取りまとめに至る過程の中でパブリックコメントなども予定しておりますので、そのプロセスをも

ってしても、一定程度区民参画が図られている仕組みの中で検討が進められているというふうに理解をしておりますし、この方針の中で具体的に個々の地区計画の高さがどうこうということではないので、その辺りについてもご理解を賜りたいというふうに思います。

○小枝委員 関連。いいですか。

○嶋崎委員長 小枝委員。

○小枝委員 このやり方論のところの心配はごもっともだと思うんですが、例えばここでじゃあどうしたらいいかというところで考えると、ベースは都市計画審議会だよと。都市計画審議会ですら十分議論を、部長の言い方をまねすると賜るということになっているので、じゃあこのスケジュールの中で、パブリックコメントに入る前に、まずは都計審の中で一定の議論がされるということと、通常ですと、パブリックコメントをされても、どんなに何百本の意見があっても基本変わらないよというやり方が通常化していることを考えると、その後も1回都計審での少なくとも議論をするという中で、課題を前後で挟んでいくという形で、今の先生方の考え方とミックスしていくというようなことは、やり方としては、課長、できないですか。

○前田景観・都市計画課長 ただいまの、その議論のプロセス、手順というところですかね、ご意見を賜ったかというふうに存じます。この部分は、前回の都市計画審議会の中でもご報告させていただいてございますが、どうしてもスケジュール感として、議論できるタイミング、タイミングでないというところもあろうかなというふうには認識をしております。一方で、こういった資料をできるだけ速やかに委員の皆様のところにお手元にお届けをさせていただきまして、もちろん都市計画審議会の中で議論をさせていただくんですが、その中で、あらかじめこういった形での議論をしているというところで情報提供をさせていただいた上で、質の高いご議論を展開させていただきたいなというふうに考えてございます。また、もちろんタイミングによりましては、できる限り私どもとしても都計審のほうに上げさせていただきたいと思っておりますので、どうしても都計審を開くタイミングというところもあるかと思っておりますが、できる限り皆様方と議論というのは進めていきたいというふうに考えてございます。

○小枝委員 それはぜひやっていただきたいんですね。スケジュールありきだけではなくて、やっぱりちゃんと地域の議論というのとかみ合っていないと、ちょっとまた不信感が出てきてしまっても課長にとってもよくないと思うので、それはぜひお願いしたいと思います。

で、私のほうからは、今日頂いた表紙の主な意見のところ、これは1回目の会議をもうやっちゃったわけですよ。その中で、日本経済を引っ張っていく千代田区という、これはずっと首長をはじめとして行政がこだわっている部分なんですけど、私は、今現在、千代田区がこれから10年先を見たときに、首都機能としての政府機能を保つのかどうかということをこの先生方はどう考えていらっしゃるのか。私は、地方ですごくどきとしたのは、ずっと気になっていたんですけど、もう地方では、もう東京集中があまりにももう手後れだから、もう首都移転をするしか集中を緩和する方法はないというのが、ほぼ定番になっちゃっているんですよ。だから、この先生方に、ぜひそこのところを、経済中心だけやっていくとニューヨークになって、何でしたっけ、ワシントン、政府機能はどこか行ってという、この話にもう、東京が包囲されているような気がするんですね。やっぱり歴

史・伝統、江戸幕府以来のこういう政治の中心としての機能、それから皇居の周りを、環境悪化すれば、もう、どうか環境のいいところに移ってくださいますと、こうなってしまったときに、国全体の世論からすると、本当にここの超高層のそういう機能だけだと、魅力が、もう歴史も維持できないという危機感をお持ちになられたほうがいいんじゃないかというのを、ちょっと言い方はあれですけど、どうなんですかという考えを聞きたいと思います。

それから、内容の問題として、特に神田なんですけれども、やっぱり商業の集積というのをつくっていくという部分がないと。で、墨田区なんかは、繊維のまちだからといって、墨田区で繊維の企業を興したいときには、幾らでもではないけど、すごい環境整備されるらしいんですよ。だからそこで起業して、広島からやってきて起業してつくって、世界で活躍しているみたいなのが結構あって、その繊維業の、何というか、エネルギーがあるんですよ。だから神田だったら、まあ、刀鍛冶なのか、いろいろあると思うんですけども、いろんな商業集積を呼び込む、そのときに、始まりの人ならば、例えばリノベするための費用は出しますよとか、そういうソフト的なところも合わせて考えていけば、1階部分のにぎわいということを誘導できるんじゃないか。そういうことを、今、これ瞬間に見ただけなので、その辺の2点はまず申し上げておいて、先生方にもぜひお伝え願った上で議論していただきたいというふうに思います。ニューヨーク化をすると重要なものを失うんじゃないかという、私も一応区民なんで、区民としての心配を聞いてもらいたい。どうでしょうか。

○前田景観・都市計画課長 今、2点ご指摘を賜りました。まずは、両方ともに、先生方のほうにはご意見をお伝えさせていただきたいというふうに存じます。

まず1点目の、この意見の中で出た日本経済を引っ張っていくところ、こちらに関しましては、その前段のところにありますように、先生からのご指摘としても、住民の顔を見なければならぬところと日本経済を引っ張っていく部分、それぞれの千代田区の中でも地域の中では役割が異なるだろうと。そういったところを考慮した上で検討していくべきではないかというところがございますので、先ほどの商業の部分というところのめり張りというところもありますが、そこだけではなくて、住民の顔を見る部分、恐らく住居系の復興市街地の部分になるかと思っておりますけれども、そういったところに対する取扱いというものもしっかりと考えていく必要があるのではないかとこのところでご指摘を賜っているものというふうに認識をさせていただきます。

続きまして、2点目の神田商業の集積、こちらにつきましても、まさしく……

○小枝委員 1点目は首都機能のことを言って。

○前田景観・都市計画課長 あ、すみません。首都機能の具体的なところにつきましても、国の中での考え方、また東京都の中での考え方、上位計画に東京都のグランドデザインございますので、そちらのほうのバランスもございますので、この場で私どものほうで、その機能がなくなるというところはお答弁をすることができないというところは、あらかじめご了承を賜りたいというふうに存じます。

また、2点目の神田の商業の集積のところでございますけれども、下から3点目の主な意見のところでご説明をさせていただきましたとおり、それぞれの地区特性をもっと生かしていく必要があるだろうということで、地区計画のあり方を多様化してもいいのではないかとこのところにご意見を賜ってございます。現在、千代田区型、一般型、再開発に即し

たものということで3種類になってございますが、そもそも地域特性を生かす地区計画を展開する中で、この3種類で足りるのかというような趣旨でのご指摘があったのかなというふうに思います。となりますと、それぞれの地域の特性を生かすための地区計画が、どのような形での制度設計が可能なのか。ちょっと専門的なところになるかもしれませんが、そういったところも議論を深めてまいりたいというところで、今後進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○嶋崎委員長 はい。よろしいですか。

木村委員——ちょっと待って。今のでいいの。じゃあ、続けてください。

○小枝委員 じゃあ1個だけ。

○嶋崎委員長 小枝委員。

○小枝委員 かみ合わないものなんだとは思いますがね。だけど、地区計画というのが日本に入ってきた経過というのは、ドイツの地域型の、まあ、趣旨は規制を地域で守ろうとしたときに守るための規制の手段として、Bプランとか、ドイツの制度が入ってきた。でも、日本に来たらこういう都市再生の流れでそうじゃない方向だけ入ってしまった。それが結局東京の特に都心はちょっとホテル化が進んでしまった。ホテル化しちゃうと、コミュニティとか子育てという面ではなかなか困難になるという、こういう弊害を3人の先生方にお考えになるのかというのはぜひ聞いてみたいと思いますので、私から聞けませんから、ぜひ課長のほうからですね、東京がホテルになっちゃうと、本当に、政府機能を守る、何というか、つながり、やっぱりつながりで人は生きて地域を守るものですから、やっぱりちょっと、行き過ぎはまずい。既に行き過ぎている。そこを規制する、本当の本来の地区計画の目的を達成するためのメニューを整備してもらいたいというところではぜひお伝えしたいんです。その上で、最初に言った都市計画審議会という住民が参加している会議体でやはり議論をするということをやばさないでいただきたい。それさえ押さえただければというふうに思いますので、ご答弁いただければ。

○前田景観・都市計画課長 ただいまのご意見につきましても、この会の中でご報告をさせていただきますというふうに存じます。

1点だけ、ちょっとどうしても、地区計画という取扱いが諸外国からの発端でというのもまさしくそのとおりでございますけれども、どうしても地域課題のほうに対応させていくというところの趣旨もございますので、そのバランスをどう取っていくのかというところが重要なことというふうに考えてございます。

一つ目の主な意見のところでも記載させていただいてございますが、このご指摘としては、地区計画のあり方のみではなくて、千代田区の都市計画の様々な誘導措置、インセンティブ等、こちらもあるけれども、規制誘導、こういった形でのそういったところについても影響していくような形で整理ができるといいよねというところで、広くご指摘を賜っているというのも事実でございます。繰り返して恐縮になりますが、先ほどのご意見、先生方のほうに共有をさせていただきたいというふうに存じます。

○嶋崎委員長 はい。

木村委員、どうぞ。

○木村委員 この主な意見の先生方のご意見で、ちょっとこの2点、詳しくご説明いただきたいんですね。一つは、三つ目の四角の後半部分で、「住宅誘導による緩和について、



これによってコミュニティが醸成されている例もあるかと考えられるため、一律に考えなくてもよいと考える」。これが一つと、それからもう一つは、下から二つ目の四角のご意見で、これも後半部分で、「住宅においてもどういう人を千代田区に呼び込みたいか考える必要がある」という、ちょっとこの2点について、ちょっと詳しく、これだけだと全体が分からない。

○嶋崎委員長 当日のやり取りも含めてね……

○木村委員 はい。

○嶋崎委員長 分かる限りは、説明いただければありがたい。

担当課長。

○前田景観・都市計画課長 はい。一つ目の、まず主な意見の三つ目のところでございます。「総合設計の成果でもある空地等について、」というところでございますけれども、ここも後段のところ、もちろんこういった住宅の誘導による緩和についてということで、人が誘導されたことによりましてコミュニティが醸成されたという例もあるかもしれないということで、一律に考える必要はないのではないかというところでご意見がございました。

もっと具体的に申し上げますと、結局、こういった空地があったとしても、区民にとって使えていない空間になっているのではないかとという声も実際あるだろうと。また、その広場の大きさによって、それが直接区民生活の質につながっているかどうか、そういった考え方というのももっと考えていく必要があるのではないかとというところでご意見を賜った中で、先ほどの後段の部分、これによってコミュニティが醸成されたという例もあるかもしれないので、単純に完全にこの住宅床をなくすという考え方だけではなくて、地域によって、この質が高まっているのか高まっていないのか、そういったところも含めて検討してはどうだろうかというところでご意見を賜ったものでございます。

2点目の、下から二つ目でございます、「バリエーションがあってもよいと考える。住宅においてもどういう人を千代田区に呼び込みたいか考える必要がある」ということで、やはり住宅床の考え方については一律ではないのではないかと。地域によって、まだまだ住宅床が必要だという認識があるところも、もしかしたら課題を整理する中で出てくるかもしれないと。一方、そうなったときにでも、現行のものを引き継いでいくのがいいのか、やはりこのファミリー世帯ということで、40平米以上という区切りで、これまで取り組んできていますけれども、こういった取組だけをもって一律にかけていくのがいいのか。あるいは40平米というところについて、着手、変更をかけていくという考え方もあるのではないかと。さらには、住宅床の使い方として、住宅床なんだけれども地域課題に資するもの。特に具体的な例を申し上げてごさいませんでしたけれども、例えばサ高住とか、いろんな住宅課題に関わるものがあるのかなという中で私のほうでは受け止めさせていただいているんですけども、そういった住宅床の使い方についても、地域の課題が解決できるような形でのバリエーション整理、そういったものをしていくことが重要だろうというところでご指摘を賜ったというものでございます。

○木村委員 分かりました。

それで、この進め方なんですけれど、課長が可視化ということを言われたけれども、これがある意味要になるんじゃないかなというふうに思うんですね。これ、資料7のグラフ

見てちょっと驚いたんですけれども、岩本町東神田地区の激変というか、変わりぶりというか、これ、率直に言って驚きました。で、ここは街並み誘導型の地区計画じゃないですか。当初街並み誘導型をつくる時には、ちょっとその当時のことを思い起こしてみると、2世帯住宅だとか3世帯住宅だとか、ちょっと上乘せをして、で、出ていった子どもさんをまた呼び戻しましょうという、そういうイメージでつくった記憶が私もあるんですよ。ところが、実際は、その使われ方を見ると、要するにマンションが相当、集合住宅が増えたということで、人口が増えて、ちょっと当初の思いと、こう、かなり変わってきていると。で、これによって人口が増えて、例えば様々な教育・保育インフラはどうなのか、生活環境のインフラはどうなのか。コミュニティはどうなったのかという、その辺は、やっぱりそこに住む人たちが自ら考え、検証し、改めて将来像を見詰め直すという、こういった作業が必要だと思うんですよ。これは、区がこうすべきだと言えないから、住民の人がいろんなことを考え、検討する材料をどれだけ十分リアルなものを提供するの。何か一方方向に誘導するようなデータじゃなくてですよ。

そういった意味では、そのデータの要求にも的確に答えつつ、いかに今のまちがこの20年間どうなってきたのかというのを、歴史的にも振り返り、今後も展望できる——ちょっと、口で言うのは簡単だけれども、なかなか難しいと思うんだけど、そのデータをどれだけ行政が準備できるのかにかかっているんじゃないかと。その辺は、様々な関連資料も、関連機関とも連携しながらやっていく必要があるし、今回、都市マスをつくるときに、そういった白書も整備されてきた、そういうのも十分に生かしながら、ぜひ、分かりやすいデータを提供し、住民の方の様々な探求をお手伝いできるという、この立場に、私は、行政は徹していく必要があるんじゃないかなというふうに思うんですけど、いかがでしょう。○前田景観・都市計画課長 私といたしましても、まさしくそのデータの可視化、ここの部分が非常に肝になるというふうに認識をさせていただきます。ご指摘にもありましたように、いかに地域の方々のほうにお届けできるデータとして整理できるか。ここの部分が重要だというふうに思っておりますので、その部分をしっかりと行っていきたいというふうに思います。

また、加えて申し上げますと、今回のデータにつきましては、GIS形式ということで、今、今後公開する中では、できるだけ地域の方々としてもデータ分析しやすいような形で展開、発信していければなというふうに、今考えているところでございます。私どもとしても、常に分かりやすく整理していくというところには重点を置いて進めていきたいところでございますが、もし、ほかの視点があるようでしたら、そういったところも、民からのご意見と、住民の方からのご意見等というところも、あえてご意見を出しやすいような形でのデータの発信の仕方、こういったところにも工夫をしていきたいというふうに考えてございます。

○木村委員 すぐ終わります。最後に一つだけ。

やっぱりその立場に、ぜひ、行政としては、頑張るといってか尽力してもらいたいと思うんですね。

で、先ほど来主な意見ということについて、先生たちのご意見を拝見すると、やっぱりちょっと不安になる部分も、率直に、やっぱり言わざるを得ないんですね。岩田さん、小枝委員も言われたとおりなんです。先ほど言われた日本経済を引っ張っていくと。そのト

リクルダウンが起きなかったというのがこの、もう20年間の状況だし、それから、上から3番目のいつでも、住宅誘導による——この流れを読むとですよ、緩和については醸成されている例もあるから、一律に考えなくても良い、とも。要するに、全体として、この誘導策をちょっと見直す。規制していこうという姿勢に対して、いや、一律にしなくていいんじゃないのという、そういうふうに取り取れるわけですよ。

最終的には、それは地権者、住民の方が判断すべきことなの、いろんなデータに基づいて判断すべきことだけれども、全体として、緩和型というか、従来型の対応のご意見というふうに、やっぱり解釈できるんですね。ですので、その辺については、そういった意味、行政の立ち位置が、私、非常に大事になってきているんじゃないかなと思うので、ちょっと改めて、同じことを繰り返すようで恐縮なんだけれども、これは、副委員長も、前、随分強調されたことがあるけど、判断するのは地権者であり、そのエリアに住む住民であり、関係者であるという立場に徹して、その住民の方が規制緩和を望むんだったら、これはそういう方向というのはあるんだけど、やはり材料を提供して、住民が中心になって考えていただきたいということと同時に、ちょっとこういった日本経済を引っ張っていくというご意見の中で、私、新たな視点として、行政がぜひ持ち込んでいただきたいのは、気候危機という問題だと思うんですよ。

これは、確かに、日本経済、これ、経済も大事だけれども、やはり気候危機というのは、次の世代に大きな負荷、負担、負荷をもたらすという、気候正義と言われているぐらいで、今の人間の幸せのために、これからの世代に不幸を負わせていいのかという、気候正義という問題でもあるんで、その辺も、折を見て、ぜひ、行政の中には念頭に置いておいていただけるといいかなというふうに思っておりますので、ちょっとその辺の見解だけ伺っておきます。

○前田景観・都市計画課長 1点目の住民の意見をきちんと聞いていくと、地域の中で、理解の下で、そういった地区計画の変更が行われるような形での整理をしていくというところは、私どもとしても軌を一にしているところでございます。その中で、やはりこれまでの地区計画を展開してきた中で、もちろん地域主体という形で取り組んできてはいるんですけども、一方で、こういったデータを、地区計画をかけることによって、どういったまちが形成されていくかというところを、行政として後押ししてきた部分もあるのも事実でございます。

つきましては、もちろん地域の方の意見を聞きながらというところは念頭に置きながらではございますけれども、こういった情報の整理をきちんとさせていただいた上で、地域の皆様それぞれが当事者意識を持っていただけるような形での進め方、そういったことを心がけていきたいというふうに考えてございます。

もう一点の気候危機、こちらにつきましても、もちろん、私ども、このまちづくり部隊全体として念頭に置きながら進めているところでございます。一方で、なかなか取扱いがどうなのかというところでご意見があるのかなということを受け止めてはございますけれども、私どもとしても、この地区計画、展開を、見直しを展開する中で、全てそういった開発誘導とかという形になるものではないのかなというふうに思います。地域の中で議論をしていただく中で、個別の建て替えから、リノベーションから、様々に手法の取り入れ方が異なってくるかなというふうに思いますので、そういった声をきちんと聞きながら、

取り組んでいくことの中で、気候危機の取扱いについても、私どもだけでなく地域の方にもご理解を賜りながら、よりよい最適解につなげていけるような形での進め方というところで考えていきたいなというふうに考えてございます。

○嶋崎委員長 はい。よろしいですか。

副委員長。

○大串副委員長 この見直し方針策定の考え方なんですけれども、当然、都市マスができたがゆえに、こういうことになった。都市マスで掲げた、今までのまちづくりの課題というか、反省に立って。例えば、コミュニティが喪失した。それから、かいわいの個性が失われた。そういった課題もあった。そして、今後の解決策としては、都市マスでは、生活のビジョンを示すとした。まさに、今回のコロナでつながりが大事だというのが分かったので、それをまさに掲げた。人と人とのつながり、人と地域とのつながり、人と社会とのつながり、これを生活のビジョンとして示しますよと。そのことを前提にして、まちづくりをつくっていきこうよというのが、私、今回の都市マスだったんだと思いますよ。

それを受けて、つくって終わりじゃないと。今後は、人と人とのつながり、つながりをつくっていくために、私たちのまち、住んでいるまちはどうなのかということ、一度、検証してみたらどうかということで、素材となる資料を改めて提供しようと。その基に、その方向に向かうための方針を、じゃあ、一応示したらどうかというふうに、私は自分なりに解釈したんだけど、どうでしょうかね。

○前田景観・都市計画課長 ただいま大串副委員長のほうにご整理いただきましたけども、私どもとしても、そのような認識で進めているところでございます。

○嶋崎委員長 はい。確認ね。

小林たかや委員。

○小林たかや委員 先ほどの今後のスケジュールの中で、12月中旬に第2回部会となっていて、来年の3月末ということの方針決定ということですけど、この都市計画審議会の中のこれは部会ですよ、部会に落としているんで、本都市計画審議会へのパブコメとは別に、報告とか、都市計画審議会の中で意見を言える機会というのが、先ほど何かあるようなことを言っていましたけれども、このスケジュールの中にはそれが示されておりませんが、今後、この策定、地区計画見直しの方針策定するまでに、都市計画審議会本体とのやり取りからの意見とか、それを報告するとかというやり取りが何回ぐらいあるんでしょうか。

○前田景観・都市計画課長 都市計画審議会親会との報告の兼ね合いだというふうに——のご質問かというふうに存じます。

まず、12月中旬ということで、この部会を、第2回を考えてございますが、その前に都市計画審議会を予定してございますので、その際に、一度、この第1回のご報告を賜って、またご意見を頂戴したいなというふうに考えてございます。

そうした中、12月中旬から1月中旬にかけては、今のところ、都市計画審議会の定例会としての予定はございませんので、その部分についてのご報告につきましては、書面等で行っていききたいなというふうに考えてございます。そういった書面等を行いながらも、ご意見を賜りまして、パブリックコメントというその土台をつくらせていただいて、それをまた、都市計画審議会の委員の皆様には返していくというような形を取らせていた

だいた上で、2月のパブリックコメントという形で運びたいなというふうに考えてございます。

しかしながら、先ほどもご意見ありましたけれども、これが全て、これで決めるかと言われると、あくまで定例会というところでという進め方をしていきたいなというふうに考えてございますが、どれだけ議論が深度化できるのかということも重要になってくるかというふうに考えてございます。

いずれにいたしましても、このパブリックコメントをつくる段階では、都市計画審議会の委員の皆様にご意見をきちんと賜りまして、その案づくりを進めていきたいというふうに考えてございます。

○嶋崎委員長 はい。よろしいですか。

○小林たかや委員 はい。

○嶋崎委員長 ほかに。

○岩田委員 関連のところから、ちょっと違うところに行っちゃったんですけども、先ほどの、部長が、地域ごとに問題があるんで、そういうのは地域ごとに考えるんだよと言っていますけども、区全体も緩和、緩和じゃないですか、住宅地域も。落ち着きのあるまち並みなんて言って、じゃあ、ダウンサイジングしたところはありますか、どこか。

で、まだ方針だけというけども、住んでいない有識者、あと、区の職員で、これ、方針を、例えば、じゃあ緩和にしますよ、それともそれを抑えていきますよと。じゃあ、緩和のほうに方針が決まりました。じゃあ、その中で後から区民が入りました。方針はあくまで緩和ですよ。その中で決めてくださいよといったって、緩和は緩和のまんまじゃないですか。さっき課長が住民の方からも意見を出しやすい環境とか地域主体とか、地域の声を聞きながらというんだったら、こういう段階から、最初の段階から、住民の声を聞くべきじゃないですか。言っていることとやっていること、全然違いますよ。

○印出井計画担当部長 先ほどもご答弁申し上げましたとおり、都市計画審議会の部会として位置づけておりますので、この検討部会が全てを、この方針全てをオーソライズするものではないということについては、ご理解を賜りたいと思います。都計審並びにパブリックコメントでのご議論、ほかの委員からもご指摘がございましたけれども、そういった区民が参画されている中での議論を頂きながら、方針として最終的に策定をする、と。しかも、その方針について、具体的に都市計画に反映していくプロセスを通じて、大串副委員長からもありましたけども、様々なデータ等を住民と共有しながら、それを踏まえて、各地域のまちづくりの機運等を連携しながら、地区計画を見直すべき動きが出てきたものについては見直す。それから、白地の地区計画をかけていない地域もでございますけれども、そういったものにつきましても、この方針並びにデータをともに共有しながら議論していくと。

さらに、もう一段進めまして、議論のプラットフォームの在り方についても、今回、部会でその方向性を検討します。どういった人々の参画を得ながら、どういう手法を通じて、今後、地区計画を見直していくのか。あるいはつくっていないところは策定していくのかというような、そういうことについても検討させていただきます。それについても、パブリックコメントをしたり、当然、区議会、常任委員会なり特別委員会のほうでご議論を賜りながら進めていくものだというふうに思っておりますので、そういった中で、区民参画

を図りながら進めていきたいと思っておりますので、ぜひ、ご理解を賜りたいと思っております。

○岩田委員 じゃあ、ぜひ、区民参画をここでも図ってください。

そして、ちょっと答弁が漏れています。落ち着きのあるまち並みといったところでも、ダウンサイジングしたところはあるのか。それを教えてください。

あ、ごめんなさい。区住民が落ち着きのあるまち並みと、そういうのを非常に主張しているところで、ダウンサイジングしているところはあるのかどうかをお答えください。

○前田景観・都市計画課長 まず、ダウンサイジングというところで、地区計画の中でダウンサイジングの変更をかけたのかというご質問でしたら、そういった地区計画は現在ございません。しかしながら、先ほど来ご説明させていただいておりますように、地区計画のこのかけた経緯等も含めまして、あくまで地域でのご理解、そういったもので進めてきてございますので、地域の中、全体の中でそういったご意見があったのか、あるいは、全体としてはなかなかその調整まで難しかったのかというところは、もしかしたら経緯の中であるかもしれませんが、そういったところも含めて、合意形成の一つなのかなというふうに考えてございます。

○嶋崎委員長 はい。

○岩田委員 もう一つの、もう一つのところ。

○嶋崎委員長 岩田委員。

○岩田委員 この、方針だけとは言いながら、じゃあ、この検討部会のところで、住民の方からの意見、地域主体だの、地域の声を聞きながらって、じゃあ、これはどこで反映すればいいんですか。こういうところに住民を入れてくれないと、声が聞けないじゃないですか。それをパブリックコメントだけでやるというのは、あまりにもちょっと乱暴ですよ。

○前田景観・都市計画課長 すみません。繰り返しの答弁となり恐縮でございますけれども、今年度のこの方針自体は、あくまでも全体方針の中でパブリックコメントとして意見を聴取していきたいなというふうに考えてございます。また、今後につきましては、各地区の中でも、相当に議論がなされるものだというふうに認識をしております。そこでも、ぜひぜひ、地域の皆様の声を上げていただいて、きちんと議論ができるような形でのそういったプロセス、進め方につきまして、今回の中でも整理をしていきたいと考えてございますので、ご理解を賜りたいというふうに存じます。

○嶋崎委員長 この地区計画というのは、先ほど、いろんな――多分、これは共通認識にしたいんだけど、各地域でいろんなご意見があるんですよ。一方的な意見だけじゃなくて、いろんなご意見があって、それを各地域にいろんな事情がありながら落として、本当に地区計画が必要だということになれば、これは合意形成の中でやっていかなきゃいけない。その、今、基盤整備をきちっとしましょうよと。で、都市マスもできて、それを、さっき副委員長も言ったけど、それも基盤にしながら、基礎にしながら、これからの中で、まずベースをつくって、それで、それもいろいろとご意見がある中で、それも都計審の中でもやり取りはできますよと。それで、最終的には、地域に落とし込んで、地域で本当にそれが必要ならば、地域でいろんな話し合いをしていただいて、それで合意形成ができるのであれば、それは前に進めましょうと。できないのであれば、それはまたいろいろと時間もかけながら、どういう形にするかというのがベースなんですよ。今までもそういうふうにしてきた。これからもそれは揺るぎないから、そのところは、部長、間違いはないんだよ

ね。

○印出井計画担当部長 はい。今、委員長が、これまでの議論の経過も踏まえて、まとめていただいたとおりでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○嶋崎委員長 はい。よろしいですね。（発言する者あり）

それでは、この件、終わります。

ちょっと休憩します。

午前11時59分休憩

午前11時59分再開

○嶋崎委員長 それでは、委員会を再開します。

次に、千代田区のウォークラブルなまちづくり戦略検討会の設置についてご報告いただきたいと思います。どうぞ。

○前田計画推進担当課長 はい。ありがとうございます。

それでは、ウォークラブルまちづくり戦略検討会の設置につきまして、環境まちづくり部資料3を用いまして、ご説明をさせていただきます。こちらに関しましても、10月7日の当委員会で概要等をご説明させていただいているところでございます。

項番の1、設置目的、2、所掌事項、こちらにつきましては、記載のとおりとさせていただきます。

検討委員の構成といたしましては、有識者3名、地域関係者2名、民間事業者2名、区職員4名の計11名となっております。

項番4、第1回の検討会を10月27日に開催をしたところでございます。こちらでも方針策定の背景、主な論点につきまして、ご説明をさせていただきます、ご意見を賜ったというところでございます。

参考資料といたしまして、第1回の戦略検討会の資料、こちらをお配りさせていただいておりますので、ご確認を賜りたいというふうに存じます。こちらは大変ボリュームがございますので、ポイントのみ、恐縮ですが説明させていただきます。

まず、資料2、ご覧いただいておりますでしょうか。

まちづくり戦略の構成（たたき台）というところで、こちら第1章から第4章、資料編というところで、構成案をたたき台としてお示しをしております。

第1章につきましては、現況・目的・位置づけとなっておりますので、ちょっと説明のほうは割愛をさせていただきたいというふうに存じます。

第2章、まちづくりのウォークラブルな要素というところで、大変恐縮でございますが、資料3を用いまして、簡単にご説明をさせていただきたいというふうに存じます。

これも、あくまでウォークラブルな要素の例でございます。ポイントとなるところ、三つですね、上部のほうに記載をさせていただいておりますが、まず一つ目、太字で記載させていただいておりますけれども、官民のパブリック空間、歴史的・文化的資源、まちづくりの担い手といいましたウォークラブルな要素を効果的に活用しまして、多様な人々の出会い、交流を生み出す「居心地の良い空間」、これの創出が重要となるというものでございます。また、二つ目のポチ、丸のところに記載をさせていただいておりますが、イベント等の実体験を伴うもの、まちなかの香り・音といった、オンラインでは代替ができないものにつきましても、リアルな場に求められるウォークラブルな要素として取り込んで

いくことも併せて検討していく必要があるのではないかと。3点目のところでございますけれども、ポテンシャルの整理をしっかりと行っていく必要があるということで、記載をさせていただいております。

その1ページ下部から2ページ、3ページ、4ページ、5ページというところにつきましては、要素として考えられるものの事例をちょっと記載させていただいているものとなっております。

おめくりいただきまして、8ページ、これもあくまで例でお示しをしておりますが、こちらのウォークブルにつきましても、データの可視化に注力していきたいというふうに考えてございまして、まず、8番のところでは、河川空間、どこにあるのかというところを地図上にプロットしたものでございます。

9ページ目のところでは、公園、児童公園をプロットしたもの、また、おめくりいただきますと、10ページ目のところでは、公共施設をプロットしたもの。11ページ目では、歴史的資源をプロットしたものということで、それぞれプロットをしております。

最後の12ページをご覧くださいますと、その要素が、例えばでございますが、一つの区域で切ったときに、どれだけちりばめられているのかというのが可視化できるかなというふうに考えてございます。同じ分野で、それこそ同じ分野ではしごをしていただくのもよいでしょうし、一つの目的地に向かっていく中で、ほかのまちづくりのこういった要素に触れていただく機会として、ぜひぜひご活用いただきたいなというところで、こういった可視化も併せて進めていきたいというところで、ウォークブルな要素として、ちょっと整理をしていきたいというものでございます。

資料4のほうに進ませていただきまして、こちらは、第3章、基本方針というところで記載をさせていただいております。

基本方針の考え方、方針1と方針2、ちょっと書いてございますが、端的に申し上げさせていただきますと、こういったウォークブルなまちづくりをする中で、点で展開していくのは当然だと。線で展開していくのも当然だと。さらには、面でしっかりと展開していきましょうと。さらには、千代田区だけではなくて、千代田区以外、こういったところと併せて展開していくことで、効果を一番発揮できるのではないかとというところで、記載をさせていただいております。

方針3、ご覧いただきますと、各地域の特色に合ったその地域ならではのウォークブルなまちづくりを展開することが肝要ではないかということで、挙げさせていただいております。この地域区分もまだまだご議論、たたき台としてですので、あるかなというふうに思いますが、例えば、商業系エリアであっても、大規模開発エリアと既存市街地エリアで、居心地の考え方、滞在性の考え方が異なってくるだろうということで、記載をさせていただいております。また、住宅系エリアにおかれましても、その取扱い、商業地とは異なるところがあるよねということで、挙げさせていただいております。

最後に、方針4でございます。方針4といたしましては、こういった取組を、どうしても計画をつくってという形ではなくて、できるだけ早く地域の方にお届けすると。官民が一体となって共通の目的に向かってチャレンジしていくことということで、ある意味では、ちょっと失敗を恐れずというところになるかもしれませんが、しっかりとやっていきましょうというところの方針をたたき台として考え方を示させていただいております。



ます。

資料3、お戻りいただきまして、主な意見、こちらすみません、ポイントだけご説明をさせていただきたいなというふうに思います。

一つ目のところでございますけれども、ウォークブルの定義につきまして、平時有事のレジリエンス（災害対応力）に資するという観点を加えたほうがいいのではないかと。また、そのあり方といたしましては、グリーンインフラの観点、緑の基本計画でもございましたけれども、そういったところを加えてよいのではないかとということで、ご意見を賜ってございます。

また、三つ目のところを見ていただきますと、ウォークブルという言葉がどうしても「歩きやすい」という言葉だけにとらわれてしまうのではないかと。広がりがあるものということで、伝わりやすいものとして情報発信をしっかりとしていく必要があるよねということで、ご意見を賜ってございます。

また、四つ目の四角のところでございます。要素としては、座れる場所などのヒューマンスケールの要素についても整理していくべきではないか。

さらに、その二つ下に行っていただきまして、居心地の良い空間を考えたときには、空間と人流のバランス、こちらを取れていないと、結局、居心地が悪くなってしまうということが考えられますので、そういったところもしっかりと認識をしたほうが良いということでございます。

その下に行っていただきますと、日本人の気質から考えて、ウォークブルな空間を作っただけでは交流にはつながらないのではないかと。何かの目的があって、適度に人が集まるということが、空間的には快適なのではないかといったところでも、ご意見を賜っているところでございます。

最後に、今後のスケジュールでございます。こちら年度末に取りまとめていくというスケジュール感で進めさせていただいてございます。

各地域の中でウォークブルなまちづくりを展開する中で、のよりどころとなるような形で、こちらにつきましても、可視化等を行いながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

ご説明は以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。説明いただきました。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、この件は終了させていただきます。

それで、まちづくりのほうは、環境まちづくりのほうは終了しましたんで、再開後は、政策経営部から入りたいと思います。

それでは、休憩します。

午後0時08分休憩

午後1時08分再開

○嶋崎委員長 委員会を再開いたします。

政策経営部に入ります。

特別区人事・厚生事務組合における救護施設の設置・運営についての報告を頂きますけ

れども、これは、救護施設ということで、保健福祉委員会のほうにも説明をされるというふうに聞いております。当委員会のほうにもご説明を頂き、ご報告を頂きたいと思っております。

○中田総務課長 それでは、政策経営部資料1をご覧ください。23区では、共同で対応する事務ということで、特別区人事・厚生事務組合を設けておりまして、組合では、規約に基づきまして、更生施設というものを運営しております。この更生施設につきましては、生活保護法に規定する施設の一つで、要保護者のために生活の扶助というものをを行う施設であります。最近、この更生施設を利用する方というのは、身体的、精神的に重度化しているという状況がございます。このため、各23区での部長会等での議論の上、区長会の中で、更生施設と比べまして、より手厚い人員が配置できる救護施設を追加したいというような了解が——そういうふうに対応がまとまりました。それに当たっては、規約を変えるという必要が出てまいります。この規約を変えるに当たりましては、各区の議会の議決が必要になるというところがございますので、4定に議案として提出することで、現在、準備を進めているところです。今日は、情報提供ということで、ご説明をいたしました。

二つ目の事業の内容をご覧ください。こちら、更生施設と救護施設の違いというものを記載してございます。施設の主な違いは、職員の配置の数ですとか介護職員の有無、設備面などがございます。

現在、23区内に9の施設がございまして、千代田区には設置をされていないというものです。千代田区の方につきましては、ほかの区の施設について、利用させていただいております。令和2年度末のところ、4名の方が利用しているという状況にあります。

この規約の変更後につきましては、新宿の更生施設を救護施設のほうに変更するような手続を行うという予定になっております。

変更時期としましては、3にございますように、令和4年4月1日を考えてございます。

それと、先ほど委員長のほうからご説明を頂きましたけれども、本案件につきましては、保健福祉部の所管に関することですので、明日の常任委員会の中で報告を行うということで、お話をほうを聞いてございます。

説明は以上になります。

○嶋崎委員長 はい。ご説明、報告いただきました。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、終了いたします。

次に、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正に伴う手数料に関する規定整備について報告を頂きますが、これは、一応、議案になる予定でございます。その旨、よろしく申し上げます。どうぞ。

○石綿財政課長 それでは、今、委員長からもご案内ございましたが、第4回定例会に提出を予定してございます長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正に伴う手数料に関する規定整備につきましては、今日は情報提供といたしましてご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、お手元の政策経営部資料2をご覧くださいながら、ご説明をさせていただきます。

本件につきましては、住宅の質の向上及び円滑な取引環境のための長期優良住宅の普及

の促進に関する法律等の一部を改正する法律の一部が施行されることに伴いまして、長期優良住宅の普及の促進に関する法律が改正され、認定単位が変更されるとともに、評価を行う民間機関における事務の合理化が行われることとなったものでございます。これによりまして、関係する本区の手数料の条例の規定整備、また、区における認定審査に要する時間に合わせて、手数料の額を変更するものでございます。

なお、今回の変更による区民の皆様への影響につきましては、ご参考までにご説明をさせていただきますと、共同住宅、いわゆるマンションなどの長期優良住宅の認定につきましては、過去5年間を見ましても、手続が1件も実績がないというような状況がございます。しかしながら、今回の変更によりまして、この単位が1棟単位で認定を受けることができるようになるということがございまして、この認定を受ける数というものが増加することが予想されるかなというところでございます。これによりまして、認定を受けた上でのメリットでございます税制面の優遇などを受けることができる区民の方も増加する可能性があるものと考えてございます。

資料中、3番の部分でございますが、次に、具体的な手数料条例の規定整備の内容につきましてご説明をさせていただきます。

1点目は、共同住宅につきまして、区分所有者がそれぞれ認定を受ける仕組みから、管理組合が一括して認定を受ける仕組みに変更されたことに伴って、手数料の種別・単位1戸当たりから1棟当りに改めるものでございます。2点目でございます。認定手続の合理化といたしまして、住宅性能評価を行う民間機関が住宅性能評価と長期優良住宅の基準の確認を併せて実施することに変更されたことに伴いまして、区における手数料徴収の事務がなくなるものについて、関係する規定を削除するものでございます。3点目でございます。審査に係る所要時間の変化に合わせまして、手数料を増額または減額するものでございます。

最後でございますが、改正条例は、令和4年2月20日からの施行を予定しているところでございます。

ご説明は以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。当案件につきまして、ご説明を頂きました。

外郭的なところ、何かございますでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、終了いたします。

次に、令和3年特別区人事委員会勧告について、報告を頂きます。

○緒方人事課長 令和3年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要について、政策経営部資料3に基づきまして、ご説明申し上げます。

特別区人事委員会は、去る10月20日、特別区職員の給与等について、23区議会及び区長に対し、報告及び勧告を行いました。なお、議員の皆様には、同日、ポスト対応により勧告の資料を送付させていただいております。

資料をご覧ください。まずは、給与改定の内容です。

今回の勧告は、毎月頂きます月例給のほうの改定はありません。これは職員の給与が民間従業員給与を94円上回っておりますが、僅少な較差であり、給与表や諸手当の適切な改定を行うことは困難なためです。

続きまして、（２）特別給、いわゆるボーナスでございます。こちらは、期末手当と勤勉手当から構成されてございます。こちらにつきましては、民間における特別給の支給状況を勘案しまして、0.15月引下げ、現行の4.6月が4.45月の支給となります。

次に、項番２、人事給与制度、勤務環境の整備などに関する意見が２点ございます。現在、区長会におきまして、管理職選考制度の改正が検討されております。こちらについて、職員にとって、能力と努力が正当に評価されるという安心感の得られる制度とすることが必要とございます。

続きまして、項番の３、定年引上げに関する意見でございます。地方公務員の定年引上げにつきましては、２枚目の参考資料で別途ご説明いたしますけれども、（１）の高齢層職員の能力及び経験の活用、（２）法改正による定年の引上げ、法改正に伴う新たな制度等の円滑な導入を図る必要、（３）の今後の高齢者層の在り方について、３点の意見がございます。

続きまして、地方公務員の定年引上げについて、２枚目の参考資料に基づいてご説明いたします。

我々、地方公務員の定年は、国家公務員の定年を基準としておりまして、各地方公共団体において条例で定めております。国家公務員法等改正法によりまして、国家公務員の定年が６５歳に段階的に引き上げられることから、地方公務員についても、同様の措置が講じられます。これに伴いまして、地方公務員法の一部を改正する法律が６月１１日に公布されております。定年年齢は、表のとおり、令和５年度から２年に一度ずつ段階的に引き上げられまして、令和１３年度から一律６５歳定年となることとなります。

給与水準でございます。こちら、現行の７割水準とする。こちら、現行の再任用制度と比較しますと、現在、定年退職されて、フルタイム再任用された方の給料月額が退職時の６割程度でございますので、給与水準の改善が期待できるものでございます。

法改正の概要は記載のとおりでございますが、特に（２）の６０歳に達した管理職員を管理職以外の職に異動させる役職定年制の導入が、本区には大きく影響があると考えております。組織の新陳代謝を確保するという目的自体は理解しておりますが、国のような職員数の規模が大きく異なる組織が導入する制度を地方自治体そのまま導入することは大変厳しくて、特に本区のように、現時点でおおむね３割の管理職は再任用管理職である自治体としましては、大変厳しい制度でございます。また、そもそも衆参両議院で法案が可決する際には、附帯事項がついておりまして、例外の適用については、おのおのの地方公共団体の実情に応じた自主的、主体的な判断に委ねることとあったのですが、この例外の適用について、国からまだ明確な見解が示されていないところでございまして、８月末には、一度、Ｑ＆Ａが提示されてはおりますけれども、また続きに、年内には引き続いたＱ＆Ａが出るというような話も聞いてございますので、引き続き情報収集に努めながら、様々な設定を想定しまして、本制度が適切に導入できるよう努めてまいりたいと考えてございます。

今後予定される動きは、記載のとおりでございます。

以上が、地方公務員の定年引上げについての説明となります。

最後に、この勧告を受けての今後のスケジュールでございますが、区長会と特別区職員労働連合会及び東京都清掃労働組合との間で、給与改定交渉が行われてまいります。この

交渉状況に応じまして、第4回定例会に間に合うようでありましたら、給与条例の一部改正について、ご提案させていただきたいと考えております。何とぞよろしくお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。ご説明いただきました。

ご質疑を受けますけれども、いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、次に行きます。

和泉公園周辺地区道路整備工事に係る入札状況について、報告を頂きます。

○平岡契約課長 政策経営部資料4に基づき、和泉公園周辺地区道路整備工事に係る入札状況についてご説明いたします。

本案件は、電線類地中化事業に合わせて、歩行者の安全と円滑な道路を確保し、景観や環境に配慮した道路整備のために施工するもので、第4回定例会でご審議をお願いする予定案件でございます。

資料の1の工事場所は、千代田区神田和泉町1番地先から神田佐久間町四丁目18番地先でございます。

2の工事概要ですが、まず、施工の概要としては、昼夜間施工による工事とし、特別区道千第758号、施工延長409メートルについて施工するものでございます。

内容にお示ししましたとおり、主な施工内容は、車道及び歩道の舗装工、歩車道境界部の街きょ工、LED街路灯設置、高木の植栽工などがございます。

3の工事期間は、契約締結日の翌日から令和5年3月31日まででございます。

4の入札結果でございます。開札は、令和3年10月25日に行いました。予定価格は3億7,612万5,200円で、落札者は常盤工業株式会社代表取締役社長、齊藤健。落札金額は3億2,340万円でございます。

5の契約方法ですが、2者構成のJV、建設共同企業体または単体の事業者による制限付の一般競争入札による契約でございます。

資料4のご説明は以上でございます。

○須貝基盤整備計画担当課長 続きまして、参考資料についてご説明いたします。

先ほどの契約課長の説明とかぶるところがございますが、工事箇所は表記のとおりで、案内図を見ていただいて、左側の昭和通りから右側の清洲橋通りまでの、図に示す区間となります。

中ほどの工事概要をご覧ください。施工延長は409メートル、幅員が約11メートルから18メートルと、少し変則的な道路となっております。

施工理由ですが、本工事は、電線類地中化事業に合わせて、歩行者の安全と円滑な道路を確保しつつ、景観、環境に配慮しながら道路を整備するために施工するもので、電線類の地中化工事が終わって、最後の仕上げとなる道路整備でございます。

整備概要ですが、歩道の拡幅、セミフラット化、保水性ブロック舗装、自転車走行空間の整備、車道の遮熱性舗装、街路灯のLED化、街路樹の整備を行うものでございます。

スケジュールですが、契約後、令和4年度いっぱいにて完了する予定でございます。  
説明は以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。この案件も第4回定例会で議案になる予定の案件でございます。  
ご質疑を承りますけど、いかがでしょうか。

小枝委員、外郭的なところだけお願いしますね。

○小枝委員 ええ。中身には入りません。

これを検討、定例会の中で質疑というか、確認する際に、参考資料をつけていただいているんですけども、パース図とかイメージ図とか、どんなふうはこの工事の後なるのかというのが分かるものがあったほうがいいのかというふうに思います。

○嶋崎委員長 はい。それは用意できますか。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。次回のときには、平面図、断面図、それから、そのような状況が分かるようなパース、あと、どういう整備をするかというところの分かりやすい資料を用意したいと存じております。

○嶋崎委員長 はい。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。

次へ行きます。次も入札の案件でありますけれども、明大通りⅡ期歩道拡幅工事に係る入札状況について、報告を頂きたいと思っております。

○平岡契約課長 政策経営部資料5に基づき、明大通りⅡ期歩道拡幅工事に係る入札状況についてご説明いたします。

本案件は、誰もが安全かつ快適に移動できるよう、歩道を拡幅し、段差解消等のバリアフリー化と併せて、保水性カラー舗装、遮熱性舗装及びLED街路灯への切替えなど、環境に配慮した道路整備のために施工するもので、その詳細につきましては、10月7日の企画総務委員会で、道路公園課長から、資料を基にご説明いたしました。第4回定例会でご審議をお願いする予定案件でございます。

資料の1の工事場所は、千代田区神田神保町一丁目41番地先から神田駿河台二丁目1番地先でございます。

2の工事概要ですが、まず、施工の概要としては、夜間施工による工事とし、特別区道千第101号、明大通りを施工延長570.8メートルについて施工するものでございます。

内容にお示ししましたとおり、主な施工内容は、車道及び歩道の舗装工、歩車道境界部の街きょ工、植栽ますの設置工、街路灯建て替え工などがございます。

3の工事期間は、契約締結日の翌日から令和5年5月31日まででございます。

4の入札結果でございます。開札は、令和3年10月26日に行いました。予定価格は、4億899万6,500円で、落札者は大林道路株式会社代表取締役、黒川修治。落札金額は3億3,990万円でございます。

5の契約方法ですが、2者構成のJV、建設共同企業体または単体の事業者による制限

付の一般競争入札による契約でございます。

ご説明は以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。

○谷田部道路公園課長 委員長、道路公園課長。

○嶋崎委員長 ごめん、ごめん。どうぞ。続けて、どうぞ。

○谷田部道路公園課長 はい。それでは、所管課のほうから補足で説明をさせていただきます。

今、契約課長からご説明ありましたとおり、10月7日の当委員会におきまして、明大通り沿道協議会で合意を頂いたという内容について、ご説明をさせていただきました。

今回のこの契約する工事内容につきましては、その沿道協議会でまとまりました項目を全て網羅した形での発注ということでございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。付け加えての協議会のご報告も頂きました。

小枝委員。

○小枝委員 これについても同じなんですけど、もちろんよく分かっていますが、契約議決は非常に重要ですので、1枚でも分かる、これで完了するわけですから、こういうふうな結果の工事、絵になりますという、言わば、区民が見てすぐ分かるものですね。こっちは桜、こっちはプラタナスと。

それで、あと、契約がいろいろありましたから、これまでの支出金額の経過が分かるものを出しておいていただきたい。

以上です。

○谷田部道路公園課長 じゃあ、ただいまの資料をそろえさせていただきます。

○嶋崎委員長 はい。

ほかに、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、この件については、終了します。

次に、（仮称）四番町公共施設新築工事請負契約他3件の一部変更について、報告を頂きます。

○平岡契約課長 政策経営部資料6-1から6-4に基づき、（仮称）四番町公共施設新築工事請負契約他3件の一部変更について、一括してご説明いたします。本案件につきましても、第4回定例会でご審議をお願いする予定案件でございます。

初めに、資料6-1の（仮称）四番町公共施設新築工事についてをご覧ください。本案件は、令和2年3月11日にご議決を頂きました契約の一部変更でございます。

資料の2番の契約日は、令和2年3月12日。

3番の契約の相手方は、大成・本間組建設共同企業体、代表者は大成建設株式会社東京支店でございます。

4番の契約見込金額ですが、当初金額は65億5,600万円で、既に第1回として、令和2年8月5日付の専決による契約変更で、1億22万1,000円の増。変更後の契約金額は66億5,622万1,000円となっております。今回、第2回として、10億9万533円、15.0%の増。変更後の契約金額を76億5,631万1,533円とす

るものでございます。その経過は、資料の最上段、1番に記載しております。

5番の変更内容ですが、区営四番町アパート入居者の退去時期の延伸関係で9か月、アスベスト除去追加工事で7.5か月に伴う工期延長と、その諸経費の増、アスベスト除去追加工事に伴う直接工事費の増、感染拡大防止対策に伴う費用の増のため、変更するものでございます。

6番の契約期間ですが、16.5か月の工期延長により、令和8年8月14日までに変更するものでございます。

資料6-1の（仮称）四番町公共施設新築工事のご説明に続きまして、資料6-2の新築電気設備工事、資料6-3の新築空調設備工事及び資料6-4の新築給排水衛生設備工事の各請負契約の一部変更につきましても、内容が共通しておりますので、主な点についてご説明いたします。

資料6-2から6-4ともに、各資料の5番の変更内容ですが、先ほどご説明いたしました建築工事の契約変更に伴う工期延長と諸経費の増のため、併せて変更するものでございます。

各資料の4番の契約見込金額ですが、既に第1回目として、令和2年8月5日付の専決による契約変更を行い、今回、第2回目として、資料6-2の新築電気設備工事の変更後の契約金額を7億864万2,000円、資料6-3の新築空調設備工事の変更後の契約金額を5億5,624万8,000円、資料6-4の新築給排水衛生設備工事の変更後の契約金額を4億7,907万2,000円とするものでございます。

各資料の6番の契約期間ですが、先ほどご説明いたしました建築工事の工期延長と同様に変更するものでございます。

そのほか、契約の相手方などの内容につきましては、資料に記載のとおりでございます。

資料6-1から6-4のご説明は以上でございます。

○大森施設経営課長 （仮称）四番町公共施設整備につきましては、これまで四番町アパートの居住者の方の転居が遅れることや、解体前の建物調査において、外壁塗装材などにアスベストが含有されていることが確認されたこと、除去作業の範囲や作業内容について、ご報告させていただくとともに、そうしたことへ対応するための工事を鋭意進めさせていただいてまいりました。

また、さきの第3回区議会定例会においては、（仮称）四番町公共施設整備の債務負担行為の期間及び限度額の変更についてご議決を賜ったところでございます。契約課長からご説明がありました第4回区議会定例会での議案を予定しております契約変更の具体的な工事内容につきまして、ご説明をさせていただきます。参考資料をご覧いただきたいと思っております。

四番町図書館があった四番町アパートの北棟と四番町保育園があった四番町住宅の南棟の配置図でございます。その下にそれぞれの丸数字から見た立面図をお示ししております。ピンクとオレンジでそれぞれ着色している部分がアスベスト除去する外壁塗装材の範囲のイメージでございます。

おめくりいただきまして、ページ番号2番を振っております写真を、ちょっと向きが変わっちゃって恐縮なんですけど、写真をご覧ください。

現在、解体工事を行っております南棟の外観写真でございます。左側の写真は、建物低



層部、保育園部分の外壁塗材の、上が除去前、下が除去後になります。写真の右側は、右側の写真は住宅や集会室へのアプローチ部分になります。上が除去前、下が除去後になります。こうした外壁塗材のアスベスト除去に際しては、国の定めた作業基準に基づき、除去工事を進めております。

恐れ入ります。資料をおめくりいただきまして、外壁塗材のアスベストを除去する場合、上の写真のように、外壁と外部足場を頑丈なビニールシートで養生いたします。床面や天井面と作業する面以外の壁面にしっかりと密閉養生を施し、専用の負圧除塵装置により、その内部を負圧に保ちながら、排気は特殊なフィルターを通すなど、アスベストの外部漏えいがないよう、措置をされております。また、作業員は防護服を着用して、研磨機と目の細かい特殊フィルターつきの集塵機を併用して、外壁の躯体自体が現れるまで研磨除去していきます。

恐れ入ります。おめくりいただきまして、次の資料、ページ4になりますが、大気汚染防止法の一部を改正する法律案の概要をご覧ください。法律は、令和2年6月に公布されているので、現在は案ではございませんが、この概要の説明用に環境省のホームページからダウンロードしたものでございます。

主な改正点として、現状と課題の欄、課題1のところ、規制対象となっていない石綿含有成形板等（レベル3）の不適切な除去により、石綿が飛散とあり、主な改正事項の欄になりますが、規制対象、全ての石綿含有建材に拡大と改正されたものでございます。

これまで大気汚染防止法では、その上にある写真で、レベル1、吹付けアスベストやレベル2と言われている保温材や断熱材など、こういったものについて、施工者が事前に調査する必要がございました。法改正により、全ての石綿含有建材に調査範囲が広がったところでございます。

すみません。1枚お戻りいただきまして、下の写真は、南棟、四番町住宅内部の写真でございます。設計時にアスベスト含有を把握していた、黄色く網かけをしている天井材などのほかに、受注者が法に基づき、解体工事前に行う調査で、対象範囲が広がった床の仕上げ材や接着剤、壁クロスの下地調整材などにもアスベストの含有が分かりました。こうした建材の除去に際しても、下地調整材や接着剤などが先ほどの外壁と同様にしっかりと密閉養生を施すなど、国の作業基準にのっとり、除去作業を行っております。

今後、北棟についても、同様にアスベスト除去作業に万全を期しながら、解体工事を進めていく予定でございます。

ご説明は以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。四番町の……

○加藤住宅課長 あ、委員長、すみません。

○嶋崎委員長 まだあるの。

○加藤住宅課長 補足で。

○嶋崎委員長 ごめん、ごめん。住宅課長、ごめんね。

○加藤住宅課長 すみません。すみません、住宅課長です。

区営四番町住宅、アパートの入居者の方々の移転でございます。こちらにつきましては、令和3年10月20日に最後の1世帯の方の移転が終わりまして、全44世帯の移転が完了いたしました。今後につきましては、この四番町公共施設整備の状況やスケジュール等

につきまして説明会を催しまして、各入居者にお伝えしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。加えてご説明とご報告を頂きました。

これも契約案件でございますから、第4回定例会の中で議案になる予定でございます。基本的なところはございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、終了いたします。

次に、区立お茶の水小学校・幼稚園改築工事請負契約の一部変更について、ご報告を頂きたいと思います。

○平岡契約課長 政策経営部資料7に基づき、区立お茶の水小学校・幼稚園改築工事請負契約の一部変更についてご説明いたします。本案件につきましても、第4回定例会でご審議をお願いする予定案件でございます。

本案件は、令和2年6月25日にご議決を頂きました契約の一部変更でございます。

資料の2番の契約日は、令和2年6月26日。

3番の契約の相手方は、戸田・不動・ムカイ建設共同企業体、代表者は戸田建設株式会社でございます。

4番の契約見込金額ですが、当初金額は64億6,129万4,000円でございますが、今回、第1回目として、3億8,586万4,600円、6.0%の増。変更後の契約金額を68億4,715万9,000円とするものでございます。その経過は、資料の最上段、1番に記載をしております。

5番の変更内容ですが、地中障害物対策に伴う工期延長及び工事費の増、工期を短縮するための工事費の増、避難経路の変更に伴う工事費の増のため、変更するものでございます。

6番の契約期間ですが、4か月の工期延長により、令和5年9月29日まで変更するものでございます。

お茶の水小学校・幼稚園改築工事の建築工事につきましては、本件のとおり、契約変更の議案審査をお願いいたします。

なお、このほかに、設備工事である電気設備工事、空調設備工事、給排水衛生設備工事につきましても、契約変更の必要がございます。この3件の工事請負契約につきましては、変更額、増減率ともに、区長の専決処分の範囲内でございます。このため、第4回定例会で建築工事の契約変更議案の承認を頂いた後に、直近の区議会で専決処分の報告をさせていただく予定でございます。

資料7のご説明は以上でございます。

○大森施設経営課長 資料7の参考資料、A3判をご覧ください。区立お茶の水小学校・幼稚園改築工事につきましては、これまで地中障害及びアスベストの影響により、工期の遅れ、費用の増が見込まれることをご報告させていただくとともに、そうした影響へ対応するための工事を鋭意進めさせていただいてまいりました。第4回区議会定例会での議案を予定しております契約変更の具体的な工事内容について、ご報告をさせていただきます。

まず、当該敷地の主な建築の経緯を赤枠の丸数字でお示しております。大正元年建築

の校舎のレンガ基礎が残っていたラインが①、オレンジ色の点線、昭和元年の校舎の一部が②、青の実線、昭和40年建築の体育場兼講堂が③、黄色の点線、昭和48年建築の校舎が④、緑色の点線です。この③④が、直近まで小学校として使用されておりました。そして、黒い点線が、見つらくて恐縮ですが、今回新築する小学校のアウトフレームになります。

このうち、②の昭和元年建築の校舎跡地部分については、写真Aにあるように、約1メートル40センチ程度の耐圧盤と見られる基礎が残存されておりました。また、図面のクリーム色の部分になりますが、写真Bにあるように、地下も残存し、昭和48年の校舎新築に伴う解体工事の際に、埋め戻されたと思われる土に混入していた建材片にアスベストが含有されておりました。労働基準監督署と協議の上、非飛散性アスベスト産業廃棄物として、適切に処分をしております。写真Cは袋詰めにした埋戻し土で、1,000体以上排出されております。

次に、工事手順のイメージをご覧ください。敷地が崩れないようにする山留めや地下の掘削までの工事手順でございます。見つらくて恐縮ですが、完了している事項は、文字を薄くしております。

1ポツになります。地下躯体のアスファルト防水にアスベストが含まれていたため、重機による解体に入る前に、イメージ図の赤い点線の部分を手はつりでアスファルト防水材の先行除去を行いました。2ポツ、イメージ図の黄色の範囲を重機で解体いたしました。解体は、敷地に接する道路や隣地に影響がないよう、土圧に耐えられる範囲までとして、青色の部分を残しております。重機による解体後、図Dのようなケーシングドライバー機による解体を行うために、3ポツ部分、これまで掘削してきた部分を一旦平らに埋め戻します。その後、ケーシングドライバー機を搬入して組み立てて、土圧に耐えられるよう残した青色の躯体部分や茶色の既存杭を5ポツの緑色の点線でお示ししている地中山留壁などの障害となる部分を砕いて分割し、解体撤去していきます。杭1か所について、約3日程度を要します。期間はかかりますが、敷地境界沿いの道路や隣地へ影響が少ない工法となっております。分割撤去した部分は、順次、再度埋め戻しいたしました。6ポツ、地中山留壁を図EのようなSMW工法で施工。現在、ここまで終了しております。

今後、7ポツ、新築用の基礎杭を現場造成し、再度掘削した杭の上部を埋め戻していきます。8ポツで、遮水性地中山留壁の内側に一部取り残した地中障害の解体撤去に約2か月程度見込んでおりますが、これは、来年、工期や費用が固まった段階で、改めて契約変更の予定でございます。床付けが終了するまでは、地中障害のリスクがありますが、写真Fにあるような地中山留壁を支持する切梁りを順次設置しながら、深さ15メートルまで掘削し、床付けが完了となります。

今回の一連の地中障害物に関わる作業で、5.5か月の工期延伸となりますが、一方で、山留めや杭、躯体工事について、1.5か月の工期短縮策を採用することで、結果、現時点で、4か月の工期延伸、令和5年9月末までの工期変更となります。

ご報告は以上でございます。

○平岡契約課長 委員長、すみません。

○嶋崎委員長 はい、契約課長。

○平岡契約課長 先ほど資料7のご説明の一部に、私の説明に誤りがありましたので、訂

正をさせていただきます。

4番の契約見込金額ですが、当初金額は64億6,129万4,400円でございます。資料を間違えてご報告しておりました。大変申し訳ございません。訂正させていただきます。

○嶋崎委員長 はい。

質疑の件、いかがですか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、この案件を終了いたします。

報告が全て終わりました。

それでは、次に、日程3、その他に入ります。

委員の皆さんから何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。ありがとうございます。

執行機関から何点かあります。

どうぞ。執行機関、順番にどうぞ。

○加島建築指導課長 私のほうから1点ご報告をさせていただきます。

去る10月7日の当委員会で、麹町地域まちづくり担当課長から内幸町一丁目のまちづくりにおいて、東京都が行っている地区計画の都市計画手続の報告を行わせていただき、その内容については、今後、区の建築条例に制定していくことを説明させていただきました。この地区計画について、去る10月26日の東京都の都市計画審議会で審議され、決定することとなっております。そのようなことから、現在、建築指導課のほうで、建築条例制定手続に向けた準備を進めているところでございまして、第4回定例会でご審議いただく予定でございます。

10月7日の説明の際に、各委員会から頂いた質問、要望などのそういった資料につきましても、建築条例審議の際に参考資料として併せて提出させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。ということでございます。

よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。

次に、まだありますか。順次、どうぞ。

○中田総務課長 今年度の新年交歓会につきまして、口頭にて失礼いたします。

コロナの感染状況ですが、現在落ち着いておりますけれども、依然として、細心の感染予防対策というのを講じていくということが求められております。このような状況を受けまして、令和3年度、令和4年の1月になりますが、その新年会につきましては、昨年度に引き続きまして、申し訳ありませんが、中止とさせていただきたいと思っております。

なお、ほかの区、第1ブロックにつきましても、中央区は実施しない、新宿区は中止ということで伺っております。

中止の旨につきましては、区報で区民の皆様にお知らせをしたいと考えております。新

年交歓会につきまして、そのような取扱いをする旨、ご理解を頂きまして、どうぞよろしくお願いたします。

○嶋崎委員長 はい。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。

次に、どうぞ。

○小林区有施設担当課長 それでは、区有施設整備の基本的な考え方について、口頭にてご説明させていただきます。

公共施設整備の基本的な考え方のたたき台につきましては、8月25日の当委員会で概要版を基にご説明させていただきましたが、このとき、冊子の配付ができませんでした。今回、冊子をご用意させていただきましたので、配付させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○嶋崎委員長 はい。それでは、暫時休憩します。

午後1時51分休憩

午後1時52分再開

○嶋崎委員長 はい。委員会を再開します。

冊子がお手元に行きましたので、改めてご報告をお願いします。

担当課長。

○小林区有施設担当課長 ありがとうございます。

今回、冊子のほうを配付させていただきましたけれども、構成の都合上、前回の委員会で頂いたご意見を反映できているもの、できていないものありますけれども、ご了承いただきたいと思います。また、今後、詳細をご説明させていただく中で、引き続き、皆様からご意見を頂きながら、こちらのほう、修正を重ねていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

ご説明は以上になります。

○嶋崎委員長 はい。今日は、皆様に取りあえずはお配りをして、お目通しを頂きたい。引き続き、当案件に関しては、大変重要な案件でありますから、執行機関ともしっかりと連携を取りながら、議論を深めていきたい。このように、私としては思っておりますけど、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、以上をもちまして、企画総務委員会を閉会といたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後1時53分閉会